貼付してください。) 版に自筆で記入し、写真を 版で書(市販の履歴書A4

書(最終学校のもの)み証明書及び学業成績証明み証明書または卒業見込必要

格者) 救命士免許証の写し(有資 救命重運転免許証及び救急

先を明記したもの) 受験票送付用封筒(長形3

②受付期間

庁日のため受付しません) (月)8時45分から17時15分 (月)8時45分から17時15分 (月)8時45分から17時15分

③ その 他

問合せ 胆振東部消防組合消 お問合せください。 詳細につきましては左記に

防本部総務課

養手当が支給されます父子家庭の方にも児童扶

母子家庭を支給対象として 母子家庭を支給対象として

手当の支給を受けるためには申請(認定請求)が必要で、は申請(認定請求)が必要で、結合、8月分からの手当が受続きしてください。(11月30日を過ぎると、申請の翌月からを過ぎると、申請の翌月からで支給になりますのでご注意の支給になりますのでご注意

児童扶養手当とは

です。

文母の離婚などで、父また
は母と生計を同じくしていな
い子どもが育成される家庭
い子どもが育成される家庭
い子どもが育成される家庭
と自立の促進に寄与し、子
定と自立の促進に寄与し、子

児童扶養手当の支給要件

かつ、生計を同じくしている(母)がその子どもを監護し、当する子 どもについて、父

ども
①父母が婚姻を解消した子場合に支給されます。

③父または母が一定程度のども ②父または母が死亡した子

③父または母が一定程度の

④父または母の生死が明ら

じまなど) じまなど) じまないで懐胎した子 では、は母が1年以上拘禁 では、は母が1年以上拘禁 がががれる子ども、母が婚 がは、母ががりでない子ども、 がでない子ども、母ががりでない子ども

※(1)支給要件に該当しても、 子どもが児童福祉施設に入 所したとき、または請求者 及び児童が公的年金(老齢 福祉年金を除く)を受ける るとができるときなど、手 当が支給されない場合があ ります。

※2)支給対象となる子どもは、※2)支給対象となる子ども、しょうがいを有する場合は20歳未満)です。

手当額 (月額)

の父または母など)が監護・受給資格者(ひとり親家庭

ます。 格者の所得等により決められ 養育する子どもの数や受給資

児童1人の場合

一部支給 41、710円 全部支給 41、720円

3人目以降1人につき2人目 5、000円2人目 5、000円

父子家庭の方が受給するには

必要です。 めには、申請(認定請求)が 児童扶養手当を受給するた

とおりです。申請の時期については次の

できます。
要件に該当している方は、
既に父子家庭としての支給

す。
くと、次の取扱いになりま
11月30日までに申請いただ

◎7月31日までに支給要件
がおすれば、「8月分」から支すれば、「8月分」から支給されます。

页8月1日以降、11月30日

⇒11月30日までに申請をす の翌月分」から支給され が、「要件に該当した日

のは12月です。 然8月~11月分が支給される

申請にあたっては次の書類申請手続きに必要な書類等

・世帯全員の住民票(請求者とが必要です。) の記載されたもの) の記載されたもの)

・振込先口座(ゆうちょ銀行・印鑑

子どもの記載されたもの)

その他必要に応じて提出す以外)

せください。
詳しくは左記へお問い合わる書類があります。

ループ **な**34556 **間合せ** 健康福祉課福祉グ

